

■ ニュー福祉定期貯金規定

1 ニュー福祉定期貯金

ニュー福祉定期貯金（以下「この貯金」といいます。）は、障害基礎年金、遺族厚生年金その他の当行所定の給付、保険給付又は手当の支給を受けている者その他当行所定の者が、当行所定の方法により預入することができる預入期間が1年の定期貯金です。

2 取扱店の範囲

この貯金は、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下この条及び第5条第1項において「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

3 預入金額

- (1) この貯金の預入金額は、1,000円以上の金額とします。ただし、1,000円未満の端数を付けることはできません。
- (2) この貯金の預入金額の総額は、一の預金者につき300万円以下とします。

4 規定の適用

この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定期貯金規定」が適用されます。ただし、定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）及び第5条（再預入の取扱い）による取扱いはいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

5 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

- 1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 廃止前の日本郵政公社のニュー福祉定期郵便貯金規定の適用のあるニュー福祉定期郵

便貯金（以下この条において「旧ニュー福祉定期郵便貯金」といいます。）の預入をしている預金者がこの貯金の預入をする場合においては、300万円からこの貯金の預入の際現に存する旧ニュー福祉定期郵便貯金の預入金額の合計額を控除した金額をこの貯金の預入金額の総額として第3条第2項を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年5月7日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定の施行の際に現に存するこの貯金のうち、この改正規定による改正前のニュー福祉定期貯金規定（以下この条において「改正前規定」といいます。）の適用のあるニュー福祉定期貯金については、改正前規定により取り扱います。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年1月4日から実施します。